

# Interview

## 環境省における化学物質政策

環境省  
大臣官房環境保健部  
環境再生・資源循環局

日本の化学物質法規制を担当する省庁の1つである環境省の化学物質政策についてお話を伺いました。昨年10月に公布された改正化管法のポイントや、そのほか関連法規への取組、そして今後検討される事項などをお教えいただきました。さらに本年6月に行われたストックホルム条約、バーゼル条約及びロッテルダム条約締約国会議の結果もご紹介いただいています。インタビュー記事掲載において、多くの部局にわたりご対応をいただきましたこと、この場を借り改めて御礼申し上げます。

※インタビューは書面によるものであり、2022年6月28日現在の回答を掲載しております。

### 環境省所管の化学物質関連法規とは

質問1: 貴省で所管されている化学物質関連法規はどのような法規でしょうか。

- ・ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)
- ・ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)
- ・ 水銀による環境の汚染の防止に関する法律
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法

- ・ 大気汚染防止法
  - ・ 水質汚濁防止法
  - ・ 土壌汚染対策法
  - ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- など、化学物質に関する様々な法律を所管しています。

(回答:環境保健部 環境保健企画管理課 中島)

## 化管法

質問2: 化管法において、貴省では主にどのようなことを担当なされているのでしょうか。

化管法に基づくPRTR(Pollutant Release and Transfer Register)制度は、経済産業省と環境省が共同で運用しており、PRTR排出量等算出マニュアルの更新やPRTR排出量等算出システムの運用を行うことで、事業者による届出の支援を行っています。また、PRTR制度における届出だけでなく、家庭や自動車などからの排出(届出外排出量)の推計を行い、PRTRデータと共に公表しています。これに加え、環境省では事業者の届出を受理する地方公共団体の担当者向けに化管法の概要やPRTR制度に関する説明会を実施しています。

さらに、中央環境審議会における令和元年6月の答申に基づき、PRTR制度における届出の正確性向上の検討や、災害事故へのPRTR届出データの活用検討などを進めるとともに、災害事故における化学物質の漏えい等を想定し、被害の未然防止に向け、事業者と地方公共団体の平時からの情報共有体制の構築に向けた支援策等を検討しています。PRTR届出データは、環境保全施策の企画・立案、事業者の自主管理の改善・促進だけでなく、リスクコミュニケーションの基盤として活用されていることから正確性を向上させることは重要であり、過去のデータの修正の減少等を目指しています。

その他、リスクコミュニケーションの促進に向けて、様々な関係者が意見交換を行う場である政策対話の実施や化学物質アドバイザー活用方法の検討、市民ガイドブックの作成等を行っています。

(回答:環境保健部 環境安全課 東島)

質問3: 化管法の改正が公布されましたが、今回の改正におけるポイントはどのような点になるのでしょうか。

今回の化管法政令の改正(令和3年10月公布、令和5年4月施行)により、第一種指定化学物質が462物

質から515物質に、第二種指定化学物質が100物質から134物質になりました。

この物質選定は、有害性の観点と環境での存在状況(ばく露)の観点を組み合わせて行いますが、今回の物質選定から、それぞれ次のような改訂を行いました。

<有害性の観点>

- 選定基準は前回の改正(平成20年)と同様ですが、情報源として化審法に基づくスクリーニング評価結果、リスク評価結果を活用することとしました。
- 特定第一種指定化学物質の選定に、従来の人健康(発がん性、生殖細胞変異原性、生殖発生毒性)に加え、生態影響について一定以上の生態毒性を有する化学物質のうち、難分解性、かつ、高蓄積性があるものを要件とし、この結果、有機スズ化合物の1つである「ビス(トリブチルスズ)オキシド」が新たに選定されました。

<ばく露の観点>

- 製造・輸入量が多くても環境への排出量がほとんどない物質も一定程度存在していること、PRTR制度施行から15年超が経過し、排出量データの蓄積が進んでいることから、PRTR対象物質についてはPRTR届出データと届出外推計データを活用し、環境中への排出量をばく露の指標として物質選定を行いました。
- PRTR対象物質以外についても、化審法において排出係数を用いた排出量を指標として審査及びリスク評価を行っているものは、この排出係数を活用した推計排出量による選定を行いました。

そのほか、国が環境保全上の支障の未然防止を図るための総合的な対策をとるために環境排出量の把握が必要とされている化学物質として、環境基本法における環境基準が設定されている物質等、化管法以外の環境法令等で指定されている物質を選定の対象としました。

(回答:環境保健部 環境安全課 東島)

質問 4: 今回の改正による事業者へのメリットや影響はどのようなことが想定されているのでしょうか。

15 年超の PRTR 制度運用により、事業者による物質の代替や使用量の削減といった自主管理等の効果もあり、届出外推計の結果と合わせた環境への排出量が 10 t/年未満となり届出の対象外となった化学物質もあります。また、新たに対象となった物質の多くは製造・輸入量から製造工程を考慮した排出係数を用いた排出量が推定されており、現実的に排出量の多い可能性の高い物質が選定されたことで、より効果的に環境リスクの低減に貢献できるようになるものと考えられます。また、物質ごとの管理番号が付与されたことにより、物質の管理がしやすくなりました。

(回答:環境保健部 環境安全課 川原)

質問 5: 施行のスケジュールや今度施行に向けた取組予定などをお教えいただけましたら幸いです。

令和 3(2021)年 10 月に改正施行令(第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の変更)が公布され、令和 5(2023)年 4 月に施行されます。PRTR 制度における改正後の対象物質の把握は令和 5(2023)年度から、また届出は令和 6(2024)年度から開始されます。対象物質の変更に伴い、令和 4(2022)年度中に PRTR 排出量等算出マニュアルの更新、同システムの提供を予定しています。

また、令和 4(2022)年 3 月に改正省令が公布(一部は公布と同時に施行)され、特別要件施設(廃棄物焼却炉)に関する届出項目の追加等が行われました。特別要件施設(廃棄物焼却炉)においては水銀濃度の測定が義務づけられたことにより、PRTR 制度においても水銀及びその化合物の大気への排出量の把握が令和 4(2022)年度から開始され、令和 5(2023)年度から届出が開始されます。本件に関して、一般廃棄物処理業及び産業廃棄物処分業に対し、廃棄物焼却炉からの水銀量等の測定結果について PRTR 届出が必要となる旨の周知を行いました。

(回答:環境保健部 環境安全課 原)

## 化審法

質問 6: 化審法も化学物質法令では重要な法律だと思います。貴省は主にどのような対応を担当されているのでしょうか。

化審法では、人の健康を損なうおそれまたは動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するため、新たに製造・輸入される化学物質について事前に審査するとともに、化学物質の性状等に応じて製造、輸入、使用等を規制しています。

環境省は、主に生態系への影響の観点から、化学物質の審査・規制に携わっています。

(回答:環境保健部 環境保健企画管理課  
化学物質審査室 森谷)

質問 7: 平成 29 年の改正では、新規化学物質の少量新規・低生産量審査特例制度において排出係数を用いた申出となりました。こちらに関して、改正された意図や、改正による成果、事業者からの声などありましたらご紹介いただけますでしょうか。

改正前の状況として、日本の化学産業が少量多品種の形態に移行していたことから、同一の新規化学物質について複数の事業者から少量新規化学物質確認制度と低生産量新規化学物質確認制度に基づく届出・申出がなされるケースが増加していました。このため、国による数量調整が増加した結果、事業者が当初予定していた数量を確保できないことで事業者がビジネス機会を失い、損失が発生してしまうおそれが高まってい

# 各国GHSの理解とSDS・ラベルへの対応

## ～アジアを中心に中国・韓国・台湾・東南アジア等～

馬橋 実(うまはし みのる)

### はじめに～ GHS 導入の動き

1992年の国連地球環境サミットで採択されたアジェンダ21の第9章(b)「化学品の分類と表示の調和」プログラムを受け、2003年に「化学品の分類及び表示に関する世界調和システム」(GHS: Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals)が国連経済社会理事会で採択された。同年、国連GHS文書(通称パープルブック)初版を公開、その後2年に一度改訂され2021年に改訂9版を公開、現在国連GHS専門家小委員会において改訂10版に向けた討議が進められている。

アジアにおいては、日本が先行して日本工業規格(JIS)を改訂、「JIS Z 7252:2019 GHSに基づく化学品の分類方法」及び「JIS Z 7253:2019 GHSに基づく化学品の有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)」を準拠にGHS改訂6版の内容が反映された対応が推進されている。その他、アジア各国では、現状概ねGHS改訂4版対応が進められている。以下、各国におけるGHS導入実態を把握するため、上位の法律から具体的な分類及び表示の手順に至る各国の法体系、所管当局、要求事項、並びに各国のGHS分類・ビルディングブロック、ラベル・SDSの比較等について詳述する。

### 1. 東アジアのGHS施行に関わる法体系

#### 1.1 中国の法体系

中国は、1992年の国連環境開発会議のアジェンダ21を受け、1994年に「化学品初回輸入及び有毒化学品輸出入環境管理規定」を制定するなど国際的な流れをいち早く捉えた諸制度を積極的に展開している。GHS制度に関しては、2011年制定の「危険化学品安全管理条例」(第591号)の存在が大きい。同法施行後、中国の各港湾、内陸河川の航行が厳しく管理され、2012年上半期で約150万トンの貨物が滞ったと言われている。GHSは本来モノの流れをスムーズにするためのものであるが、実際の運用・対応面では障害要因も発生する恐れがあることは注意しなければならない。また、中国では各省、市の条例、規定、弁法、通達が中央の規定に上乘せされて施行されることもあり、国家標準規格(GB規格)や業界標準を基に強制的な運用が実施されることも特筆すべき点である(図表1)。

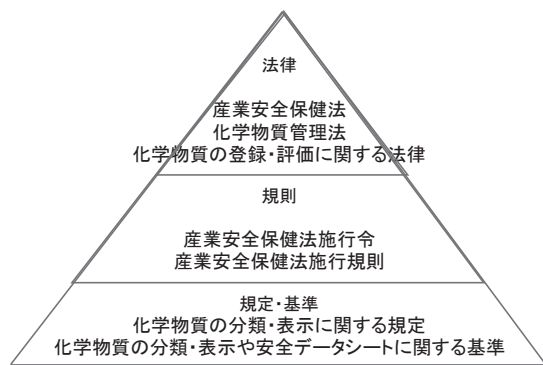


図表1 中国の法体系

### 1.2 韓国の法体系

韓国では、環境部所管の「有害物質管理法」と雇用労働部所管の「産業安全保健法」を根拠法として、GHS対応が進められてきた。2004年に環境部、雇用労働部等7省のGHS合同委員会が発足してGHS推進が開始された。2005年～2006年にGHS文書の最初の公式翻訳文書が同委員会にて作成された。環境部では、2007年GHSの27分類による有害化学物質管理法の改正を行い、2012年従来「有害物質管理法」は改正され、「化学物質の登録及び評価に関する法律(化評法)」並びに「化学物質管理法(化管法)」が制定された。

「産業安全保健法」を上位法として、2006年12月12日、雇用労働部告示No.2006-36「化学物質の分類、表示及び物質安全保健資料(MSDS)に関する基準」が公布され、1年半の経過期間を経て、2008年7月1日より施行された。雇用労働部でも告示No.2008-01にて27分類を採用、2008年6月27日、告示No.2008-29により経過期間を改訂し、単一物質は2010年7月1日より、混合物は2013年7月1日より義務化された(図表2)。



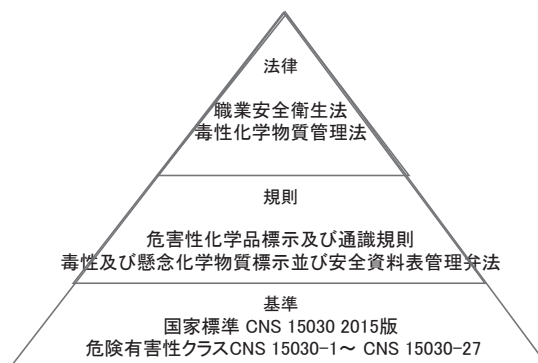
図表2 韓国の法体系

### 1.3 台湾の法体系

台湾では、行政院環境保護署所管の「毒性化学物質管理法」及び旧労工委員会所管の「勞工安全衛生法」を根拠法として、GHS対応が進められてきた。1998年に制定された「毒性化学物質管理法」は、2013年、2019年に改正され、第4類に分類される物質のラベル・SDSの作成等明記された。下位法の「毒性化学物質標示及び物質安全資料表管理弁法(標示弁法)」は、

2020年「毒性及び懸念化学物質標示並び安全資料表管理弁法」に改正され管理強化が進められている。

1974年に制定された「勞工安全衛生法」は、2013年「職業安全衛生法」(総統令第7093号)として公布、施行された。所管は行政院勞工安全委員会より労働部職業安全衛生署と権限が拡大された。下位法の「危険物と有害物標示及び通識規則」(周知規則)は、2014年に「危害性化学品標示及び通識規則」と改正された(図表3)。



図表3 台湾の法体系

### 1.4 東アジア各国のGHS対応法令の比較

日本においては、2019年5月25日「JIS Z 7252:2019 GHSに基づく化学品の分類方法」及び「JIS Z 7253:2019 GHSに基づく化学品の有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)」が制定された。鈍性化爆発物の項目追加、判断基準があまり明確ではなかった「区分外」、「分類対象外」を「区分に該当しない」に統一、折りたたみ式ラベル例等を記載し、2022年5月25日より本格的にGHS改訂6版への対応が始まった。

中国におけるGHS運用は、前述の「危険化学品安全管理条例」(第591号)を根拠法に国家標準規格(GB規格)に基づくGHS対応が進められている。2009年に「化学品安全ラベル編纂規定」(GB15258:2009)及び「化学品分類及び危険性公示」(GB13690:2009)を公布し、2011年より強制的なGHS導入が開始された。2013年には「化学品安全技术説明書編纂指南」(GB/T17519:2013)及び「化学品分類とラベル規範」(GB30000.2～29)が公布され、2014年よりGHS改

# 長江保護法に関する動向と 企業に求められる対応について

ペルノックス(株) 品質環境保証室  
原井 洋人 (はらい ひろと)

## はじめに

中国では過去から、危険化学品など中国独自の規制が施行され、突然の運用開始や運用方法の変更などにより、中国輸入通関時のトラブルを多く発生させている。今回ご紹介する中国長江保護法に関しては、法順守というよりは、法順守のためのエビデンス要求が高まった結果、過剰な混乱を来していたが、海事局が解釈に関する通達を公表した結果、過剰な混乱は収まりつつあると感じている。長江保護法の概要と共に、中国へ多くの化学品を輸出している当社での対応事例などをご紹介します。

## 1. 長江保護法の概要

中国で2021年3月1日、長江(旧揚子江)流域の生態環境保護と回復を強化することなどを目的とする長江保護法が施行された。これにより長江流域での「劇毒化学品」および「関連法令で示される内陸水路での輸送が禁止されるその他の危険化学品」の輸送が禁止された。長江流域とは、上海市、重慶市、青海省、四川省、雲南省、湖北省、湖南省、江西省、安徽省、江蘇省、甘肅省、陝西省、河南省、貴州省、広東省、浙江省、福建省、チベット自治区、広西チワン族自治区の19の行政区を意味する。違反した場合、20万元以

上200万元以下の罰金となる。当初の長江保護法による運用において、中国(特に上海)の通関時に成分情報100%開示要求が高まり、成分を100%開示しないと貨物の受け入れを拒否する動きが船会社やフォワーダーの要求として多発した。これを受け、上海海事局では、長江保護法の解釈に関する以下の通知を2022年2月と5月に発信し、成分情報100%開示を推奨するが必須ではないことを通知した。

<2022年2月8日(上海海事局)>

外高橋水域を出入りする船積危険貨物の混合物の成分申告要求を明確にするための説明

<2022年5月11日(上海海事局)>

外高橋水域を出入りする船積危険貨物の混合物の成分申告要求を更に明確にするための説明

## 2. 規制内容

### 2.1 輸送禁止貨物

(1) 危険化学品目録(2015版)の劇毒化学品

【図表1 P37～40参照】

[https://www.mem.gov.cn/gk/gwgg/xgxywj/wxhxp\\_228/201503/t20150309\\_232632.shtml](https://www.mem.gov.cn/gk/gwgg/xgxywj/wxhxp_228/201503/t20150309_232632.shtml)

・危険化学品目録(2015版)に記載されている化学品のうち、劇毒のフラグがある148種の化学品が対象。

## (2) 内陸河川輸送禁止危険化学品目録(2019版)

【図表2 P40～49参照】

[https://xxgk.mot.gov.cn/jigou/syj/201907/t20190705\\_3221562.html](https://xxgk.mot.gov.cn/jigou/syj/201907/t20190705_3221562.html)

- ・内陸河川輸送禁止危険化学品目録(2019版)に記載されている化学品が対象で、この中には危険化学品目録(2015版)の劇毒化学品148種が含まれている。
- ・内陸河川輸送禁止危険化学品目録(2019版)は更に二つのリストに細分化され、内陸河川で輸送が禁止される危険化学品(228種)は輸送全面禁止、内陸河川で大量輸送が禁止される。危険化学品(85種)はバルク輸送禁止となっている。

## (3) 危険化学品目録(2015版)の劇毒判定原則に該当する化学品

- ・GB 30000.18-2013により劇毒化学品と判断される混合物は輸送禁止で、具体的には、GHS急性毒性区分1となるもの

## (4) 内陸河川輸送禁止危険化学品目録(2019版)の完全輸送禁止化学品の判定原則に該当する化学品

- ・不安定な爆発物
- ・塩素酸アンモニウム(CAS:10192-29-7)、濃度>72%の過塩素酸(CAS:7601-90-3)、亜硝酸メチル(CAS:624-91-9)、亜硝酸アンモニウム亜鉛(CAS:63885-01-8)、可燃物含量≤0.2%の硝酸アンモニウム(CAS:6484-52-2)
- ・GHS水性環境有害性-急性、水性環境有害性-慢性で区分1となるもの

上記(1)(2)を以下、輸送禁止貨物リストと称するが、(1)危険化学品目録(2015版)の劇毒化学品は、(2)内陸河川輸送禁止危険化学品目録(2019版)に完全に含まれるため、実際の調査に当たっては(2)のリスト、つまり【図表2 P40～49参照】による調査を行った上で、必要に応じて(3)(4)で調査すればよい。

## 2.2 判定方法

輸送禁止貨物の該非を判定する基準はCAS番号のみで、国連番号等の他の情報は参考情報である。

### 2.2.1 単一物質

単一物質で成分開示されている場合は、輸送禁止貨物リストと照合し、記載されていない場合は輸送可能、記載されていれば輸送不可となる。成分開示されていない場合で成分開示を求められた場合は、開示した成分で判定し、成分開示を求められない場合は、次に説明する2.2.2(1)②のパターンで判定すると推測する。

### 2.2.2 混合物

混合物の場合は、全ての物質の成分開示可否、特定のGHS判定結果により、判定プロセスがやや複雑になっているため注意が必要である。判定に当たっては、SDSに記載されている成分情報とGHS分類結果を用いる【図表3 P50参照】。

#### ① SDSで成分が100%開示されている場合

SDSに全ての成分情報が記載されている場合、輸送禁止貨物リストと照合し、輸送可否を判定する。

輸送禁止貨物に含まないものは、“非輸送禁止貨物”として処理し輸送可能となる。

輸送禁止貨物を含む混合物は、急性毒性、水性環境有害性(急性)、水性環境有害性(慢性)のGHS区分がいずれも区分1でなければ、“非輸送禁止貨物”として処理し、一つ以上区分1があれば輸送禁止貨物となる。

#### ② SDSで開示されている成分が100%未満の場合

SDSに全ての成分情報が記載されていない場合、混合物の急性毒性、水性環境有害性(急性)、水性環境有害性(慢性)のGHS区分がいずれも区分1でなければ、“非輸送禁止貨物”として処理し、一つ以上区分1があればその要因となる物質情報を開示する。その情報は成分名、CAS番号、濃度範囲で、この物質が輸送禁止貨物である場合、輸送禁止となる。

# RCEP協定の 原産地則のポイントと注意事項

FFTAコンサルティング 代表 古川 広 (ふるかわ ひろし)

## はじめに

本年1月1日にRCEP協定(地域的な包括的経済連携協定 :the Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement)が発効した。RCEPは、中国、韓国と日本との間の初のEPAであり、域内でサプライチェーンが完結している物品も多く、また、原産地規則がシンプルという特徴があり、利用価値の大きいものとなっている。

本稿では、物品の貿易章に規定されている関税の引下げ、また、関税引下げの特典を享受するための条件を規定した原産地規則について解説していくこととする。

## 1. 経済連携協定

### 1.1 経済連携協定とは

経済連携協定(Economic Partnership Agreement)はEPAと略され、協定を結んだ国(締約国という。)との間の物品の貿易(関税の削減)の他、サービス貿易、投資、環境、規格、知的財産、競争政策等、幅広い分野が含まれた協定である。

同様な国際的協定で、FTA(Free Trade Agreement:自由貿易協定)があるが、一般に締約国間の関税の削減の他、サービス貿易等に関する規定が含まれている。物品の貿易に関しては、EPAとFTAは同義と考えられる。

### 1.2 日本が締結しているEPA

日本はこれまで19のEPAを締結している。この内、日アセアン包括EPA、CTPPP(TPP11)、日EU・EPA及びRCEPが多国間のEPAとなる。この他、物品の貿易に関しては日米貿易協定がある。

### 1.3 RCEP

RCEPは、日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド及びアセアン10か国との間の経済連携協定である。現在、インドネシア、フィリピン及びミャンマーの3か国を除き発効している。

RCEPは、締約国間の関税引下げを行う物品の貿易の他、税関手続き及び貿易の円滑化、衛生植物検疫措置、任意規格、強制規格の適合評価手続き、サービス貿易、投資、知的財産等、幅広い分野でのルールの整備について規定されている。

なお、RCEPの関税譲許と原産地規則は2012年版のHS品目表<sup>1)</sup>に基づいている。

## 2. RCEPの関税引下げ

### 2.1 MFN税率とEPA税率

関税には、国が法律により定めた国定税率と他国との国際協定により約束した協定税率の2種類がある。また、一般の税率(非特惠税率)と、より優遇した特惠税率の2種類がある。この関係を整理すると図表1になる。



図表 1 関税率の種類(日本の例)

	協定に基づく税率	法律に基づく税率	備考
非特惠税率	WTO税率 <sup>1)</sup>	基本税率、暫定税率	原則、左記税率の内、最も低い税率を適用(MFN税率)
特惠税率	EPA(FTA)税率	一般特惠(GSP)税率 <sup>†</sup> 特別特惠税率 <sup>‡</sup>	原産地証明書の提出等、要件を満たす必要あり

† 一般特惠税率:開発途上国(パキスタン、トルコ、エジプト等)産品に対する優遇税率

‡ 特別特惠税率:後発開発途上国(カンボジア、ミャンマー、バングラディシュ等)産品に対する優遇税率

特惠税率を使用しない場合には、一般にWTO協定で約束した税率か若しくは法律で定める税率か何れか低い方が適用される。この税率をMFN税率という。なお、ウクライナ戦争により、ロシアからの産品についてはWTO協定税率が適用されなくなり、本年4月21日より全ての物品に国定税率が適用されることとなった<sup>2)</sup>。

特惠税率の適用を輸入国に要求する場合には、税関への原産地証明書の提出等、協定や輸入国の国内法令に従い定められた手続きを行う必要がある。対象国から輸入したというだけではこれらの優遇税率が自動的に適用されることはない。

## 2.2 RCEPによる関税引下げ

### 2.2.1 RCEPの関税譲許表

国際協定で関税の引下げを約束することを関税譲許という。関税譲許を国毎にまとめたのが関税譲許表である。RCEPでは、「Annex I Schedules of Tariff Commitments」<sup>3)</sup>にまとめられている。RCEPは貿易相手国別の譲許となっており、中国、韓国のように相手国毎に譲許(表)が異なる国がある。

RCEPの関税譲許の特徴は、関税即時撤廃となる品目が比較的少なく、10～15年かけて段階的に引下げを行う品目が多いことである。最終的な工業製品の対日無税品目が、中国は88%、韓国は92%とかなりの譲許が行われているが、発効当初から大きなメリットを受ける品目はある程度限定される。

### 2.2.2 化学品分野の主な対日譲許<sup>4)</sup>

中国は、診断用・理化学用の試薬、ポリウレタンの一次製品、シリカゲル等の関税即時撤廃を行っている。

韓国は、酢酸セルロース、ブタンガス等の関税即時撤廃等を行っている。

フィリピンは、既存のEPAでは関税譲許の除外品目とされている苛性ソーダ(固体)、次亜リン酸について、関税の即時撤廃や削減を行っている。

### 2.2.3 我が国の譲許

化学品の多くの品目で、アセアン、オーストラリア、ニュージーランドの原産品については関税即時撤廃となり、中国、韓国からの原産品については関税即時撤廃又は10年目撤廃となる品目等がある。現在適用される関税率については、税関ホームページの実行関税率表<sup>5)</sup>で確認できる。

## 2.3 RCEP譲許税率と実行税率(MFN税率)

RCEPの関税引下げの基準となる基準税率(譲許表では「Base Rate」と記載)は、2014年1月1日現在の実行税率(MFN税率)である。その後、MFN税率が引き下げられた場合には、RCEPの税率よりもMFN税率の方が低いという事態が生じる。そのような場合はRCEPを利用する必要は無いので、ワールドタリフ<sup>6)</sup>等でMFN税率を確認しておく必要がある。特に、中国では2014年以降にMFN税率が引き下げられた品目が多数あり注意が必要である。

## 3. RCEPの原産地規則

### 3.1 特惠待遇の要求と原産地規則

輸入者がEPAの特惠税率の適用を申請して輸入申告することを「特惠待遇の要求」と呼んでいる。特惠待遇の要求を行うための条件を定めたのが「原産地規則」である。



## PMT/vPvM物質と“Mobility(移動性)”の考え方を理解するために

(一財)化学物質評価研究機構  
化学物質安全センター営業企画部  
関沢 舞(せきざわ まい)

飲料水の水源を汚染から保護するなどの目的から、近年残留性や有毒性のある物質の“Mobility(移動性)”という概念に高い関心が寄せられています。実際にこの移動性を根拠の一つとして、REACH規則においてはSVHC指定のなされる例も現れてきました。こうした動きは、今後も増えてくるであろうことが予想され注意が必要です。しかしながら、移動性を要素に含むPMT/vPvM(Persistent, mobile and toxic / very persistent and very mobile)物質という、まだ馴染み薄い方々も少なくはないのではないかと思います。8月号では当分野にお詳しい関沢氏に、それらはどのようなものなのか、また今後どのように扱われていくのか、現在分かっていることのポイントを整理し、解説していただきました。

### はじめに

2019年7月、GenX<sup>®</sup>としても知られる2,3,3,3-テトラフルオロ-2-(ヘプタフルオロプロポキシ)プロピオン酸、その塩及び酸ハロゲン化物(HFPO-DA)が欧州REACH規則(化学物質の登録、評価、認可及び制限に関する規則;以下「REACH規則」とする)において、非常に高い残留性及びMobility(移動性)、長距離輸送の可能性、ヒト健康や環境への有害性等を根拠として高懸念物質(SVHC)に指定された<sup>1)</sup>。HFPO-DAは環境中での残留性及び移動性に基づいてSVHCに指定された初めての物質である。その後、2020年1月には、ペルフルオロブタンスルホン酸(PFBS)がHFPO-DAと同様に非常に高い残留性及び移動性を根拠の一つとしてSVHCに指定された<sup>2)</sup>。このような物質は、環境中で非常に残留性が高く(vP)、非常に移動性の高い(vM)

物質(vPvM物質)、又は残留性(P)、移動性(M)及び有害性(T)を有する物質(PMT物質)とされ、欧州を中心に飲料水源汚染の懸念から規制に向けた動きが進んでいる。本稿では、2010年頃からPMT/vPvMの定義の開発に取り組んできたドイツ連邦環境庁(UBA)が、2019年に公表した「REACH:PMT/vPvM物質の特定及び評価のためのガイダンスと手法の改善<sup>3)</sup>」及び「EU規則REACH(EC)No 1907/2006に基づく残留性、移動性及び有害性(PMT)物質、並びに、非常に残留性が高く非常に移動性が高い(vPvM)物質の特定に関する基準<sup>4)</sup>」に基づき、PMT/vPvM物質と新たな評価指標である移動性について、その基準及び評価方法などを紹介する。なお、UBAは移動性について「水環境中において、排出源から離れた場所に容易に移動できる性質」としている<sup>3,9)</sup>。

# ～ 各社の化学物質管理 ～

## 第73回

# サンケミカルにおける 化学物質管理の取り組み

サンケミカル(株) 営業部 カスタマーサポート  
矢野 哲也 (やの てつや)

### はじめに

本件の執筆のご依頼を頂いた際、せっかくの機会であると考え、執筆をさせて頂いた。

弊社はサンケミカル株式会社である。「サンケミカル」という名前を国税庁で検索すると37社出てくる。メーカーによく使われる名称だが、弊社はメーカーではなく、化学品原料の商社である。

弊社は小規模である。他の会社の化学法令対応部署のご担当者様と業務範囲が異なる箇所がある。法令対応もメーカー、企業規模の大きい会社様から見ると、初歩的で限定的な内容になることをご容赦頂きたい。

### 1. サンケミカルの事業紹介

弊社は1977年創業の東京都中央区小伝馬町にのみ営業所を置く、独立系化学品商社である。アメリカンサイアナミッドの樹脂添加剤の代理店からスタートし

た。2022年3月時点で、売上高65億円、従業員数は13名と技術アドバイザー1名と役員5名である。営業部は化成品グループと機能性添加剤グループに分かれる。取扱商品は輸入品の添加剤(紫外線吸収剤、光安定剤、難燃剤)、塩化ベンジルとその派生品、合成香料原料、顔料、国内化学品メーカーの商品である。

売上高の多くは、外国からの輸入化学品の日本国内販売である。売上に占める輸出の割合は少ない。弊社が輸入する化学品は約120品目である。一部を除き単体物質(単一CAS番号)の物質である。国内メーカーからの取扱商品も単体物質であり、輸入品、国内品ともに日本国内で市場規模がニッチな化学商品である。商社のため、国内外のサプライヤーが製造した荷姿のままの販売をする。例外として、塩化ベンジルとベンズアルデヒドの小分けを委託して行っている。輸入したドラムとIBCの容器から、国内でローリー(塩化ベンジル、ベンジルアルコール)と缶(塩化ベンジル、ベンズアルデヒド)に移液し、変更荷姿で販売する。荷姿

月刊

# 化学物質 管理



Vol.07 2022/8～2023/7

発行 株式会社 情報機構

月刊：毎月1回発行  
年12冊(年間購読)

体裁：A4 モノクロ

頁数：70-100頁  
(号により変動)

価格：49,500円  
(税込(消費税10%)/  
年間購読：12冊)

ISSN:2424-1180

## Concept

海外を中心に、必要な化学物質規制や関連情報を、「タイムリーに」「分かりやすく」「つっこんだ内容」で提供する

### 刊行の狙い

「国内、世界の化学物質規制が年々強化されている」  
「海外を中心に、多数の関連規制をタイムリーに把握/対応するのに苦慮している」  
「後手に回っている化学物質管理を自社の強みに変えたい」  
⇒多々寄せられるこのような声に応えるべく、形式にとらわれず、タイムリーで必要性の高い情報を提供できる「雑誌」という媒体での情報提供を企画。月刊誌。

### 主な読者ターゲット

企業の含有化学物質/環境規制担当者、RC担当者、安全衛生責任者、開発研究者、その他実務担当者

### 本誌の構成

- ・インタビュー～キーマンに聞く
- ・特集記事～国内外の規制動向
- ・各社の化学物質管理
- ・よもやま話
- ・コラム
- ・最新トピック
- ・ニュースレター
- ・質問箱 など

### 充実の ラインナップ

### 特集テーマ

- ・REACH, RoHS, CLP規則最新動向
- ・米国TSCA・HCS・州法
- ・中国の環境・化学物質規制
- ・東南アジアの化学物質規制
- ・化審法、安衛法、毒劇法等国内法規制
- ・各国のGHS対応
- ・危険物輸送動向
- ・世界の新規化学物質届出
- ・情報伝達ツールなど喫緊の課題の動向・対応策

### キーマンへの インタビュー

経産省や環境省など関連官庁をはじめ、工業会、大手企業など業界のキーマンに聞く！

法令改正や法令対応、化学物質管理に関する取り組みなどを掲載

★Vol.6より冊子版+電子版の発刊を開始いたしました！  
詳細・申込はホームページをご確認下さい。  
<https://johokiko.co.jp/chemmaga/>

★サンプル誌のご希望も承っております。  
こちらのお申込みもホームページから

★月1回のメールマガジン配信中！  
化学物質管理に関する情報をお届けします。

